

平成30年度第1回 音更町使用料等審議会議案

日時 平成31年2月5日(火)
午前10時から
場所 音更町役場庁舎4階
401・402会議室

会議次第

1 挨拶

2 議事

議案第1号 会長の選出

議案第2号 会長職務代理者の指名

諮問第1号 消費税率及び地方消費税率の引上げ等に伴う使用料等の改定について

◆消費税率及び地方消費税率の引上げについて

平成24年8月22日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）」が公布され、表のとおり消費税率及び地方消費税率が2回に分けて引き上げられることとなった。

区分	～平成26年3月31日	1回目	2回目
		平成26年4月1日～ 平成31年9月30日	平成31年10月1日～
消費税	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税	1.0%	1.7%	2.2%
合計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 2回目の引上げは、当初平成27年10月1日から実施される予定だったが、その後平成29年4月1日からに延期され、更に平成31年10月1日からに再延期された。

諮問第1号 消費税率及び地方消費税率の引上げ等に伴う使用料等の改定について

1 改定の理由

平成31年10月1日から消費税率及び地方消費税率の合計（以下「消費税率等」という。）が8パーセントから10パーセントに引き上げられること等に伴い、使用料等を改定しようとするものである。

2 改定する使用料等

(1) 今回（平成31年10月1日。以下同じ。）の消費税率等の引上げ分だけを改定するもの

※ 前回（平成26年4月1日。以下同じ。）の消費税率等の引上げ時に、当該引上げ分を改定済み

ア 肥培用水施設使用料

イ 個別排水処理施設使用料

ウ 簡易水道料金

エ 簡易水道口径別負担金（音更町上下水道事業経営審議会で審議）

(2) 今回の消費税率等の引上げ分に、前回の消費税率等の引上げ時に据え置いた分を合わせて改定するもの

※ 前回据え置いたことにより、税抜き金額が実質値下げとなっていたもの。税抜きの金額を元に戻した上で、今回の引上げ分を改定

オ し尿処理手数料

カ 町有牧場使用料

3 諮問の額（いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(1) 2の(1)に該当するもの

ア 肥培用水施設使用料

区分	現行	改定案
使用量1 m ³ につき	128円	130円
工事用その他一時的使用の場合 使用量1 m ³ につき	842円	858円

イ 個別排水処理施設使用料

個別排水処理施設の規模	現行（1月につき）	改定案（1月につき）
5人槽	3,456円	3,520円
7人槽	3,996円	4,070円
10人槽	5,616円	5,720円
11人槽以上	10人槽の使用料に1人槽増すごとに648円を加算した額	10人槽の使用料に1人槽増すごとに660円を加算した額

ウ 簡易水道料金

(ア) 基本料金及び超過料金

用途別	現行		改定案	
	基本料金 (1月につき)	超過料金 (1m ³ につき)	基本料金 (1月につき)	超過料金 (1m ³ につき)
一般用	5m ³ まで 1,172円	247円	5m ³ まで 1,194円	251円
営業用	20m ³ まで 6,156円	259円	20m ³ まで 6,270円	264円
大口営業用	100m ³ まで 28,317円	259円	100m ³ まで 28,842円	264円
団体用	30m ³ まで 10,756円	285円	30m ³ まで 10,956円	290円

(イ) 従量料金

用途別	現行 (1m ³ につき)	改定案 (1m ³ につき)
学校用	207円	211円
営農用	128円	130円
臨時用	842円	858円

(2) 2の(2)に該当するもの

オ し尿処理手数料

区分		現行	改定案
基本料金	400リットルまで	2,520円	2,640円
超過料金	10リットルにつき	63円	66円
特殊料金	凍結により吸引不能の場合	210円	220円

カ 町有牧場使用料

区分	現行	改定案
1頭1日につき	262円	275円

4 施行期日等

(1) 施行期日

平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(2) 経過措置

ア 施行日前から継続して使用している肥培用水施設、個別排水処理施設及び簡易水道に係る使用料等のうち、施行日から平成31年10月31日までの間に初めて当該額が確定するものについては、現行の金額を適用する。

イ し尿処理手数料及び町有牧場使用料で、施行日前に処理し、又は使用したものに係る使用料等については、現行の金額を適用する。

音更町附属機関設置条例

平成22年3月23日

音更町条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2～5 略

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の 定数	委員の 任期
町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	音更町使用料等 審議会	使用料及び手数料の額について、 審議を行うこと。	15人	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)

音更町使用料等審議会規則

平成22年3月26日

音更町規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町使用料等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、町の区域内の公共的団体等の代表者その他町民のうちから、必要の都度町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

音更町使用料等審議会委員名簿

平成30年7月1日現在

No.	氏名	所属団体等	備考
1	太田 泰 廣	音更町農業協同組合常務理事	
2	大西 勉	木野農業協同組合常務理事	
3	早瀬 美恵子	音更町農業協同組合女性部副部長	
4	中谷 真智子	木野農業協同組合女性部副部長	
5	坂井 寛 明	音更町商工会事務局長	
6	向井 眞知子	音更町商工会女性部副部長	
7	渡邊 慎太郎	音更町商工会青年部部长	
8	河田 さえ子	音更町社会福祉協議会会長	
9	畠 弘 之	連合北海道音更地区連合会会長	
10	高橋 大 護	音更町PTA連合会会長	
11	阿部 光 江	音更町消費者協会啓発部長	
12	大野 カヨ子	音更町老人クラブ連合会副会長	
13	岡田 哲 男	音更町文化協会会長	
14	山西 信 一	公募	
15	住田 美 緒	公募	
任期2年（平成30年7月1日～平成32年6月30日）			